

審査基準及び標準処理期間

所属名	健康福祉部 生活衛生課 生活営業担当
内線番号	4757

No.	項目	内容
①	処分名	旅館業の営業者の地位の承継の承認
②	法令名	旅館業法
③	法令番号	昭和23年法律第138号
④	根拠条項	第3条の2第1項
⑤	処分権者	保健所長
⑥	法令の定め	第3条の2第1項 前条第一項の許可を受けて旅館業を営む者(以下「営業者」という。)たる法人の合併の場合(営業者たる法人と営業者でない法人が合併して営業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(当該旅館業を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該旅館業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・承認申請の時期が、合併の意思と内容が確定した後であり、合併の登記前であること ・旅館業法第3条第2項、第3項、第3条の2、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第2条による
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請のあった日から10日以内
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分期間	申請のあった日から10日以内
⑫	問合せ	生活衛生課生活営業担当(075-414-4757)
⑬	備考	